

第 2 号議案

令和元年台風第 19 号による災害に伴う県立高等学校及び県立中学校の
入学者選抜手数料等の特例に関する規則の制定について

令和元年台風第 19 号による災害に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選
抜手数料等の特例に関する規則を別紙のとおり制定する。

令和元年 12 月 18 日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

令和元年台風第十九号による災害に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号。以下「条例」という。）附則第五項から第七項までの規定に基づき、令和元年台風第十九号による災害により被害を受けた者に係る県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料、寄宿舎料及び入学金（以下「入学者選抜手数料等」という。）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学者選抜手数料等の免除)

第二条 県立学校の生徒若しくは県立学校を受験しようとする者（以下この条において「生徒等」という。）又は生徒等と生計を一にする者が、令和元年台風第十九号による災害により次の各号のいずれかに該当することとなった場合であつて、生活の基盤を確保できないため生活が困難となったときは、当該生徒等に係る入学者選抜手数料等を免除することができる。

- 一 住居の全壊又は半壊
- 二 住居の流失
- 三 世帯の収入の著しい減少

(免除の手續)

第三条 入学者選抜手数料等の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）と連署した申請書（別記様式）に前条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、入学者選抜手数料の免除にあつては受験する学校の長に、寄宿舎料及び入学金の免除にあつては在学する学校の長に、それぞれ条例第七条第三項、第四項及び第六項に規定する徴収期限（以下「徴収期限」という。）まで（既に納付した入学者選抜手数料の免除を申請する場合にあつては、受験する学校の長が別に定める日まで）に提出しなければならぬ。

2 前項に規定する学校の長（以下「学校長」という。）は、前項の申請書を受理したときは、必要

な事項を調査の上、免除の適否を決定するとともに、その結果を申請者に通知するものとする。

(徴収期限の変更)

第四条 学校長は、申請者が第二条各号のいずれかに該当することを証する書類を徴収期限までに提出することが困難であると認めるときは、その徴収期限を学校長が指定する日に変更することができる。

(免除の取消し)

第五条 学校長は、第三条第二項の規定により入学者選抜手数料等の免除の決定を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その免除の決定を取り消すことができる。

- 一 申請者が偽りその他不正な行為により免除の決定を受けたとき。
- 二 免除の決定を受けた後、第二条に規定する者が、同条各号のいずれにも該当しないことが判明したとき。

2 前項の規定による取消しを受けた者からは、その取消しに係る入学者選抜手数料等を徴収するものとする。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、入学者選抜手数料等の特例に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

入学者選拔手数料・寄宿舎料・入学金免除申請書

年 月 日

宮城県 学校長 殿

申請者（ 科 学年 組）

住 所

氏 名

（本人署名又は記名押印）

保護者

住 所

氏 名

（本人署名又は記名押印）

下記の理由により，入学者選拔手数料・寄宿舎料・入学金の免除を受けたいので承認くださるよう申請します。

記

1 免除申請の理由

2 添付書類

罹災証明書，死亡診断書，その他（ ）

（注）1 「入学者選拔手数料・寄宿舎料・入学金」は，該当しないものを抹消してください。

2 「（ 科 学年 組）」は，入学者選拔手数料・入学金の免除を受けようとする者は，記入しないでください。

令和元年台風第19号による災害に伴う県立高等学校及び中学校の入学者 選抜手数料等の特例に関する規則の制定の概要について

1 制定の概要

県立学校条例（昭和39年宮城県条例第16号）附則第5項から第7項までの規定に基づき、令和元年台風第19号により被災した生徒の入学者選抜手数料，入学金及び寄宿舎料を免除する場合の要件及び手続について定めるもの。

2 免除の要件

令和元年台風第19号により被災した生徒等又は当該生徒等と生計を一にする者が、次のいずれかに該当し、生活の基盤を確保できないため生活が困難となった場合

- (1) 住居の全壊又は半壊
- (2) 住居の流失
- (3) 世帯の収入の著しい減少

3 免除の手続

免除申請書に免除に該当することを証する書類を添えて、入学者選抜手数料については受験する学校長に、入学金及び寄宿舎料については在学する学校長に提出する。

4 免除の内容

- (1) 入学者選抜手数料（令和2年度入学者分）
（全日制2,200円・定時制950円・通信制200円）
- (2) 入学金（令和2年度）
（全日制5,650円・定時制2,100円・通信制500円）
- (3) 寄宿舎料（令和2年度）
（全日制月額300円）

5 施行期日

公布の日（令和元年12月24日）